

第2次 余市町立学校における働き方改革  
アクション・プラン

令和3年2月

余市町教育委員会



## はじめに

現在、学校には、未来社会を自立的に生き、社会の形成に参画するための資質・能力を一層確実に育成することを目指す学習指導要領のねらいや社会からの要請等を踏まえ、児童生徒に対する指導を一層充実させることが期待されており、その実現に向けては、町内全ての学校で、教員が授業や授業準備等に集中し、健康で生き生きとやりがいをもって勤務しながら、学校教育の質を高められる環境を構築することが必要です。

これまで、北海道教育委員会（以下、「道教委」という。）では「学校における働き方改革『北海道アクション・プラン』」を作成し、教育委員会においても、平成30年6月に「余市町立学校における働き方改革アクション・プラン」を策定し、教育委員会と学校との連携による働き方改革に向けた業務改善を推進してまいりました。

しかしながら、道教委が令和2年度に行った「教育職員の時間外勤務等に係る調査」の結果では、前回調査（平成28年度）と比較して、改善は見られるものの、1週間当たりの学内勤務時間が「週50時間以上の者の割合（※上限時間以上の者の割合）」は、小学校56.2%、中学校71.8%となっております。

今回、策定されました「第2次余市町立学校における働き方改革アクション・プラン」においては、前期アクション・プランの達成状況を踏まえ、学校、家庭、地域、行政が緊密に連携し、保護者や地域住民の理解を得ながら、引き続き教職員が教育活動に集中し専念できる環境の整備に努めてまいります。

## アクション・プランの性格

本プランは、道教委が策定した「学校における働き方改革『北海道アクション・プラン』」に基づき、「余市町立学校における働き方改革 アクション・プラン」の達成状況を踏まえて、さらに継承、発展しつつ、町内の全ての学校が働き方改革を進めるため、教育委員会が策定し、各学校の取組を促すものである。

本プランについては、今後の国や北海道の動向、学校における取組状況などを見極めながら、必要に応じて適宜見直しを行う。

## 取組の方向性

これまでの働き方を見直し、教員が業務の質を高めるとともに、日々の生活や教職人生を豊かにすることで、自らの専門性や人間性を高め、子どもたちに対して効果的な教育活動を行い教育の質を高めるといふ、働き方改革の目指す理念を共有しながら、取組を実行するものとする。

「学校における働き方改革」は、学校はもとより、国、地方公共団体、更には家庭、地域等を含めた全ての関係者がそれぞれの立場で、学校種による勤務体系の違いや、毎日子どもと向き合う教員という仕事の特性も考慮しつつ、その解決に向けて取り組んでいくことが重要である。

## 教育委員会及び学校の役割

### (1) 教育委員会の役割

教育委員会は、余市町立学校における働き方改革を進めるため、地域の実情に応じた取組を主体的に実施するとともに、取組を行うための支援を行う。

また、時間外勤務縮減に係る各学校の取組について適切に把握するとともに、その進行管理や指導助言に努める。

### (2) 学校の役割

校長は、学校の重点目標を明確にし、全職員の共通理解のもと、働き方改革に向けた取組を関係機関と連携しながら主体的に推進する。

校長は、時間外勤務縮減に向け、日頃から教職員の勤務状況や校務の推進状況を把握し、教職員の健康管理、校務分掌の見直しによる業務処理体制の改善に努める。

## アクション・プランの期間

令和3年度から令和5年度の3年間とする。

## アクション・プランの目標

本プランに掲げる取組成果の検証を行いながら着実に進めるため、当面の目標を次のとおり設定する。

- (1) 教育職員の在校等時間から所定の勤務時間等を減じた時間を1カ月で45時間以内、1年間で360時間以内とする。
- (2) 別に定める「教職員の時間外勤務縮減及び休暇取得促進等に関する方針」及び「余市町立学校に係る部活動の方針」に基づく部活動休養日をすべての部活動で実施する。
- (3) 勤務時間に関する制度を全町立学校で有効活用する。
- (4) 定時退勤日を全町立学校で月2回以上実施する。
- (5) 時間外勤務等縮減強調週間を全町立学校で年2回以上実施する。
- (6) 学校閉庁日を年11日実施する。

## 取組の検証と改善

教育委員会及び学校は、道教委が提供する検証結果により、学校現場における取組の進捗状況を把握し、国及び北海道の働き方改革の動向を踏まえた新たな取組の追加や効果が見られない取組の見直しなどの改善を行う。

### Action 1 教職員が本来担うべき業務に専念できる環境の整備

#### ■ 学校課題に応じた専門スタッフ等の配置

各学校の課題に応じてスクールカウンセラー、パートナーティーチャー、学習支援員等の派遣及び配置を進めるとともに、部活動の指導体制については、部活動指導員活用検証事業の結果をもとに配置を進めるとともに国や北海道等の動向を見ながら、今後の在り方について検討を進める。

#### ■ ICTの活用促進

各学校に整備している校務用パソコンを活用し、情報の共有化や業務の効率化を図る。

#### ■ 校務支援システムの利活用の促進

校務支援システム導入済の学校長は、校務支援システムの利用促進に取り組み、校務に要する時間及び会議時間等の縮減に努める。

#### ■ 地域との協働による学校を応援・支援する体制づくり

保護者や地域住民が学校運営に参画する「コミュニティスクール」を活用し、学校を核として、地域の実情に応じた効果的な取組を推進する。

### Action 2 部活動に係る負担の軽減

#### ■ 部活動の休養日等の設定

生徒や担当教員の健康・安全及びケガの防止、心身のリフレッシュを図るため、「教職員の時間外勤務縮減及び休暇取得促進等に関する方針」及び「余市町立学校に係る部活動の方針」に則り、部活動の休養日等を次のとおり実施する。

(1) 休養日

学期中 週当たり2日以上の休養日を設ける（平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日は少なくとも1日以上を休養日とする。週末又は祝日に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。）

長期休業中 学校閉庁日及び学期中に準じた取り扱い

※休養日に大会への出場又は練習試合等がある場合は、他の日に振り替える。

(2) 活動時間

1日の活動時間は、長くとも平日では3時間程度、学校の休業日(学期中の週末を含む。)は4時間程度とし、1週間の活動時間は、長くとも16時間程度とする。

(3) 特定の教職員に負担が偏らないよう、複数顧問の配置とする。

### Action 3 勤務時間を意識した働き方の推進と学校運営体制の充実

#### ■ワークライフバランスを意識した働き方の推進

学校長は職員がワークライフバランスの視点を積極的に取り入れる意識改革が図られるよう、月2回以上の「定時退勤日」及び年2回以上の「時間外勤務縮減強調週間」を設け、教職員の意識啓発の徹底に努める。

#### ■人事評価制度等を活用した意識改革の推進

- (1) 校長は、「学校経営方針」や「重点目標」等に自校における働き方改革に関する視点を盛り込むとともに、管理職員の業績評価に係る目標設定に当たっては、所属職員の働き方改革に向けたマネジメントに関する目標を設定する。
- (2) 人事評価の面談において、管理職員が職員と業務改善に向けた意識の共有を図る。

#### ■長期休業期間中における「学校閉庁日」の設定

学校職員が休養を取りやすい環境を整備し、心身の健康を保持するため、「教職員の時間外勤務縮減及び休暇取得促進等に関する方針」に則り、長期休業期間中における「学校閉庁日」を次のとおり実施する。

- (1) 夏期休業期間 8月12日から16日までのうち平日3日間
- (2) 冬期休業期間 12月29日から1月5日まで

なお、サービス上の取扱い等については次のとおりとする。

ア 年末年始の休暇を除き勤務を要する日であるため、年次有給休暇や特別休暇の取得、週休日の振替等により対応すること。

イ ただし、年次有給休暇等の取得は任意であり、希望しない職員に取得を強制することがないように留意すること。

ウ 年次有給休暇等の希望をしない職員等が出勤する場合、玄関の開錠、施錠は出勤する職員が責任をもって行うこととし、そのために管理職員が出勤することがないようにすること。

#### ■ 在校している時間を客観的に把握し、集計するシステムの構築

勤務時間の管理については、労働安全衛生法の改正により、校長や服務監督権者である教育委員会等に求められている責務であることが、明確化されたことを踏まえ、勤務時間等を客観的に把握し集計するシステムの活用を積極的に推進する。

#### ■ 留守番電話やメールによる連絡対応等

教育委員会は、非常災害の場合や児童生徒等の指導に関し緊急の必要性がある場合を除き、教職員が保護者や外部からの問合せ等への対応を理由に時間外勤務をすることのないよう、緊急時の連絡方法を確保した上で、留守番電話の設置やメールによる連絡対応等の取組を進める。

#### ■ 教員と事務職員の役割分担の見直し

事務職員の主体的な学校運営への参画を促進するため、従来の学校事務の効率化を図るとともに、その役割の拡大に応じた学校事務体制の充実に向けた取組を進める。

### Action 4 教育委員会による学校サポート体制の充実

#### ■ 調査業務等の見直し

教職員の事務の負担を軽減するため、学校を対象として行う調査について、実施の必要性を踏まえて精選や見直しを行うとともに、提出期間を十分に確保し、一定期間に調査業務が集中することのないよう取り組んでいく。

#### ■ 年間計画等の簡素化及び作成に関する支援

スポーツ庁の「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」により作成が求められる、休養日・学校閉庁日等を盛り込んだ年度及び月間計画が、各学校において効率的に行えるよう、簡素で活用しやすい様式の作成等を行うとともに、表計算ソフト等を活用して、休養日や学校閉庁日、長期休業期間への反映が自動的に行われるファイルを作成し学校へ配布するなどの

支援を行う。

#### ■勤務時間に関する制度の有効活用

4週の間内での変形労働時間制、週休日の振替に係る勤務時間スライド・振替期間の特例、週休日における3時間45分の割振りの変更など、職員の勤務時間に係る制度が有効に活用されるよう、学校に対する指導を行うとともに、長期休業期間等において休日を集中して確保することを目的とする1年単位の変形労働時間制の導入を検討する。

#### ■メンタルヘルス対策の推進

学校職員のメンタルヘルス対策を推進するため、1年に1回のストレスチェックを実施するとともに相談体制の構築を図る。

#### ■学校行事の精選・見直し

各学校に対し、文部科学省が提示する予定の取組事例を参考とするなどして、学校行事の精選や見直しの取り組みを推進するよう促す。

#### ■トラブル等に直面した際のサポート体制の構築

教育委員会は、学校が児童虐待や生徒指導上の諸課題に直面した際に適切に対応することができるよう、福祉部局・警察等との緊急時における連絡体制の確立や会議による情報共有などにより、関係機関との連携・協力体制を強化する。

#### ■若手教員への支援

各学校においては、若手職員が得意とする分野の能力を積極的に生かすとともに、若手教員が一人で仕事を抱えていたり、悩んでいたりする場合には、管理職員等それをいち早く把握し、すぐに声掛け等を行って、若手職員が孤立することのないようにする。



■年度計画表

取組内容	R3	R4	R5
● 学校課題に応じた専門スタッフ等の派遣及び配置			
学習支援員・スクールカウンセラーの配置	◎	◎	◎
パートナーティーチャーの派遣	◎	◎	◎
部活動指導員の配置	◎	◎	◎
● 校務支援システムの利活用の促進	◎	◎	◎
● ICTの活用促進	○	◎	◎
● 地域との協働による学校を応援・支援する体制づくり	◎	◎	◎
● 部活動の休養日の設定			
学期中：週当たり2日以上 of 休養日を設ける	◎	◎	◎
長期休業中：学校閉庁日と学期中に準じた取り扱い	◎	◎	◎
● 部活動の活動時間の設定			
平日：長くとも3時間程度とする (4～9月末:18時30分まで 10～3月末:17時30分まで)	◎	◎	◎
休業日：4時間程度とする	◎	◎	◎
● ワークライフバランスを意識した働き方の推進			
月2回以上の定時退勤日の設定	◎	◎	◎
年2回以上の「時間外勤務縮減強調週間」の設定	◎	◎	◎
● 人事評価制度等を活用した意識改革の推進	◎	◎	◎
● 長期休業期間中における「学校閉庁日」の設定	◎	◎	◎
● 勤務時間を客観的に把握し、集計するシステムの構築	○	◎	◎
● 留守番電話やメールによる連絡対応等	検討	○	◎
● 保護者や地域住民への理解促進	◎	◎	◎
● 調査業務等の見直し	◎	◎	◎
● 年間計画等の簡素化及び作成に関する支援	◎	◎	◎
● 勤務時間に関する制度の有効活用	◎	◎	◎
● メンタルヘルス対策の推進	検討	○	◎
● 学校行事の精選・見直し	◎	◎	◎
● トラブル等に直面した際のサポート体制の構築	○	◎	◎
● 若手教員への支援	○	◎	◎

◎：すでに実施している      ○：年度中に実施予定